

## 北上市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理に係る定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年2月4日

北上市監査委員 清水正士  
同 居駒勉

### 1 監査の期間

令和7年11月5日から令和8年1月15日まで

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定による定期監査及び行政監査

### 3 監査の対象

- (1) 対象課等名 別紙のとおり
- (2) 対象範囲 前回定期監査以降の関係書類（令和6年度、令和7年度）

### 4 監査の着眼点

前回の指摘事項等の是正確認も含め、以下の点を主眼として監査を実施した。

- (1) 定期監査 事務事業の執行が効果的、経済的に行われているか、合理的で公正に運営されているかを主眼とした。
- (2) 行政監査 行政事務の運営等について、適正及び効率性・能率性の確保を主眼とした。

### 5 監査の実施手続

監査対象課等から事前に資料の提出を求め、当日に提出された書類を審査し、必要に応じて担当職員から説明を求めた。

### 6 監査の結果

一部の事務について不適切な取り扱いが認められたため指摘事項とし、適切な措置を講じるよう求めた。また、措置を講じた際には、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その結果について報告を求めた。

### 7 指摘事項

- (1) 法に基づく公用車の運行記録の不適切な管理（財務部）

公用車使用に係る電子申請の導入については、入力誤りに起因する要改善事項が認められたことから、令和6年度にシステムの再検証および定期的な確認体制の構築等、運行状況の適正管理を求めてきたところである。

その後、当局より電子申請フォームの改善を図った旨の報告を受けたが、当該フォームにより作成される運行記録は、道路交通法施行規則に定める必須項目を満たさず、また、入力データの真正性を確認し得ない仕様のままであり、前回の指導事項について、改善の跡が認められない。

加えて、運行後のアルコールチェックについては、実施の有無にかかわらず「実施した」と記録される仕様となっており、法令の趣旨を損なうものである。

これらの状況は、法令遵守の観点から看過し得ない取扱いであり、可及的速やかな是正をされたい。

## (2) 準公金の不適切な管理（まちづくり部）

交通指導隊本体に係る慶弔費や活動時の弁当代等について、一般会計において支出される交通指導隊員報償費の一部を天引きし、本隊の運営財源として収支管理を交通指導隊の所管課が行っていた。しかしながら、当該課は公金以外の金銭を取り扱っているにもかかわらず、本件を準公金として取り扱うべきとの認識を欠いていた。

本業務においては、速やかに処理手順書や収支決算書を整備するなど、準公金取扱基準に則した事務への見直しが必要である。併せて、市の準公金取扱要領に照らし、本件金銭管理を市が担うことの要否について、改めて精査されたい。

## (3) 契約事務の不適切な管理（教育部）

飯豊中学校長寿命化改良事業における物品移動業務委託について、契約単位を3件に分割した少額随意契約が締結されていた。担当課の説明によると、移動物品の数量確定に時間を要する履行箇所が存在し、数量が確定した箇所から順次発注した結果、契約単位が細分化されたものであり、競争入札を回避する意図はなかったとのことであった。

しかしながら、当該3件はいずれも業務完了日が同一であり、業務内容も一体として把握されることから、契約単位を分割したことについて合理的な理由を見出し難い。契約単位の細分化は、経費増大の可能性を伴う点でも慎重な検討が求められる。また、移動物品の数量確認作業や契約事務は、事業全体の工程を踏まえ、計画的に進められるべきものである。このため、数量確定を契約単位分割の理由とすることは、手続の適正性の観点から妥当とは言い難いものである。

以上を踏まえると、本業務委託における契約単位の分割について、正当な理由は認められない。担当課に競争入札を避ける意図がなかったとしても、公平性・公正性の確保の観点から、契約単位を分割せず競争入札に付すべきであったと解される。

さらに、上記3件の契約手続きはいずれも同一業者1者のみからの見積徴収により行われていた。見積徴収先を1者に限定した理由として過去に同様業務の受託実績があることが挙げられていたが、当該理由のみをもって他業者による履行

が困難であるとは言い難く、複数業者による競争を行わなかったことについて客観的合理性を欠くものである。

特定業者への不当な利益供与との疑念を招かぬよう、契約方法の選定に当たっては、競争性の有無について慎重かつ適切に判断されたい。

## 別紙

監査の対象課等名	監査実施日及び場所	
黒沢尻北小学校、二子保育園、北部学校給食センター	令和7年 11月5日	各機関の会議室等
和賀西中学校、鬼の館、危機管理課	11月7日	
黒沢尻西小学校、江釣子幼稚園、江釣子中学校、鳩岡崎保育園	11月10日	
文化財課、博物館、中央図書館、黒沢尻東小学校	11月11日	
環境政策課、道路環境課	11月13日	江釣子庁舎庁議室
都市再生推進課、下水道課、都市計画課	11月14日	
学校教育課、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局	11月17日	監査委員事務室
財政課、企業立地課、商業観光課	11月18日	
農林企画課、農業振興課、農業委員会事務局	11月20日	
市民税課、資産税課、収納課	11月21日	
地域福祉課、障がい福祉課、長寿介護課	11月27日	
政策企画課、産業雇用支援課、市民課、都市プロモーション課	11月28日	hoKko会議室
健康づくり課、子育て支援課	令和8年 1月9日	
地域づくり課、スポーツ推進課	1月13日	生涯学習センター会議室
こども家庭センター 国保年金課 生涯学習文化課	1月14日	hoKko会議室 監査委員事務室 生涯学習センター会議室
資産経営課、教育部総務課、企画部総務課	1月15日	監査委員事務室